業務契約書

株式会社穎光社(以下甲という)と係樹斌(以下乙という)とはつぎのとおり業務契約を締結する。

- 1 乙は、契約期間中、甲のスタッフの名において、甲の定める諸規則を守り、常に業務能率向上に努め、 甲の指示命令を遵守して、所定作業所内の秩序維持に協力する。
- 2 乙が主として担当する業務(以下「本件業務という」)はつぎのとおりとする。
 - ① 甲が受託する業務に関わるシステム開発及び付帯業務
 - ② その他、甲が支持する業務
- 3 乙が通常作業する場所は、甲の指示する作業所(以下「作業場」という)とする。
- 4 条件は以下のとおりとする。
 - ① 作業日 土、日、祝日を除く毎日。但し、作業場の営業日に従うこととする。 有給休暇・特別休暇などの休日は付与しない。
 - ② 作業時間 作業場の社内規定によるものとする。 (毎月固定となる、ただし、200時間を超えた場合、現場で調整するように)
 - ③ 時間外 残業がある場合は作業場管理者の指示による。
 - ④ 固定月額450,000円とする。(交通費は実費を支払う) (毎月初日起算、末日の作業実施報告書を提出する。
 - ・賞与は支給しない。
- 5 甲が乙に支払う報酬は毎月月末締め、翌翌月(15日に)支払う。
- 6 乙が本件業務を遂行するにあたり、乙の故意または重大な過失により、甲または甲の顧客・作業場に 損害を与えた場合は、乙はその賠償の責を負う。
- 7 乙に本契約に違反する行為があった場合は、甲は即時に本契約を解除することができる。この場合、 乙には甲及び作業場が求める状態に回復する、もしくは引続ぎする義務が発生し、その義務を果たさ なければならない。
- 8 万一、甲の都合により本契約が継続できない状態になった場合は、契約終了の日の1か月前までに、 書面をもって通告することとする。
- 9 本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議の上決定する。
- 10 本契約は 平成27年6月15日から平成27年9月30日まで有効とする。
- 11 上記契約の証として、甲乙双方が記名捺印して、各々1部ずつ保管する。

平成27年6月1日

(甲)

所在地 埼玉県川口地東京 8--26-202
会社名 (株) 穎光 (本) 紅光 (本)

事業主 代表取締役

住所	東京都3江東区北砂5J目20-10号	東
-600	1多	_
氏名	孙树树	
生年月日	1974年3月21日	